解散公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十四年十一月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

愛知県名古屋市瑞穂区桃園町六番二三号

パロマ厚生年金基金

代表清算人　小林　弘明

解散公告（第三回）

当社は商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第十九条第一項の規定により平成八年六月一日をもって解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

埼玉県川口市芝西二丁目一三番一一号

有限会社トータルライフプランニング

コーポレーション

代表清算人　稲川　満

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

滋賀県彦根市芹町六番二七号

財団法人千歳共済会

清算人　山田由美子

第六十一期決算公告

平成二十四年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部　千円

流動資産	一、一九三、六六五
固定資産	一、九九七、五五二
有形固定資産	五三五、四一七
無形固定資産	一二、三〇〇
投資その他の資産	一、四四九、八三三
資産合計	三、一九一、二一八

負債及び純資産の部　千円

流動負債	四〇五、二八七
固定負債	一〇三、五八三
負債合計	五〇八、八七一
株主資本	二、六八二、三四七
資本金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	二、五八二、三四七
利益準備金	五〇、〇〇〇
その他利益剰余金	二、五三二、三四七
（うち当期純損失）	（一四六、三九六）
純資産合計	二、六八二、三四七
負債及び純資産合計	三、一九一、二一八

平成二十四年十二月十一日

大阪市北区梅田一丁目八番一七号

株式会社空港専門大店

代表取締役社長　岸　元章

配当公告

札幌市豊平区中の島一条一丁目二番二五号

破産者　株式会社アースコム建築事務所

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十四年（フ）第五〇一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二五四、六〇四、二〇二円

一、配当をすることができる金額

金七九、五二三、六五六円

平成二十四年十二月十一日

札幌市中央区南一条西一二丁目新永ビル二階

破産管財人　伊藤　隆道

配当公告

愛知県西尾市下矢田町西野山二二番地一

破産者　田中　佑一

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十三年（フ）第三九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二五八、一五一、六二二円

一、配当をすることのできる金額

金一五、五九三、八〇一円

平成二十四年十二月十一日

愛知県岡崎市祐金町一二五ジブラルタ生命

岡崎ビル六階山本健司法律事務所

破産管財人　山本　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市西宮野目第六地割五二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　阿部　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

岩手県花巻市桜町一丁目四三三番地三

相続財産管理人　弁護士　前田　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村市常葉町常葉字荒町三四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉田　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

福島県田村市船引町堀越字太夫内四番地一

相続財産管理人　桑原茂八郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市美ノ郷町三成九九九番地の一、最後の住所埼玉県越谷市蒲生東町一八番一七号

被相続人　亡　平山　晶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

事務所埼玉県草加市松原一丁目一番一〇号

獨協地域と子ども法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柳　重雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市花見川区幕張町四丁目六二八番地の一、最後の住所千葉市花見川区幕張町四丁目一八〇六番地の四

被相続人　亡　長南　佳明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号

建設会館ビル一階　プライム法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土屋　孝伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県山鹿市上吉田七九九番地、最後の住所東京都渋谷区恵比寿一丁目二九番一五号シティプラザ恵比寿九〇四

被相続人　亡　池田由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所

相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市松崎浦町六二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　駒田　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十一日

名古屋市中区錦二丁目一〇番二二号シティハウス五〇三鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　文敏

第36期決算公告

平成24年12月11日　東京都中央区日本橋小伝馬町6番10号

株式会社ソダアクト

代表取締役社長　大村　憲一

貸借対照表の要旨　（平成24年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	812,404	流動負債	392,934
固定資産	16,027	引当金	8,700
		賞与引当金	1,124
		役員賞与引当金	383,110
		その他	
		固定負債	13,649
		退職給付引当金	3,834
		役員退職慰労引当金	9,815
		株主資本	421,848
		資本金	20,000
		資本剰余金	401,848
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	396,848
		（うち当期純利益）	(50,102)
資産合計	828,432	負債・純資産合計	828,432